

愛知県人権施策推進審議会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、愛知県人権施策推進審議会規則（令和4年愛知県規則第〇号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の開催）

第2条 審議会は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）の規定に基づき調査審議するとき、その他会長が必要と認めるときに会議を開く。

ただし、規則第5条の規定により専門部会において調査審議するときを除く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するよう努めるものとする。

3 会長は、会議を開催するいとまがなく、かつ、緊急に開催する必要がある場合に限り、持ち回りによる会議を行うことができる。

（会議の公開）

第3条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、会長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合

（専門部会）

第4条 規則第5条第1項の規定に基づき、審議会に専門部会を置く場合において、当該専門部会で調査審議させる事項は、会長が審議会に諮って決定する。

2 前項の規定により専門部会で調査審議した事項に関する専門部会の決議は、規則第5条第5項の規定により審議会の決議とみなす。

3 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項中「会長」とあるものは「部会長」、「委員」とあるものは「専門部会に属する委員」、「審議会」は「専門部会」と読み替えるものとする。

（会議録の作成）

第5条 審議会又は専門部会は、審議経過等が明確となるよう会議録を作成する。

2 会議録は、出席した委員のうち会長（専門部会にあつては部会長）が指名する者

2名が署名するものとする。

3 会議録の保存期間は5年とする。

(庶務)

第6条 審議会及び専門部会の庶務は、愛知県県民文化局人権推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。